

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 30 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司

岩手県人事委員会規則第 7 号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第 1（第 2 条関係）							別表第 1（第 2 条関係）						
組 織	区 分						組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知 本 事 庁 の 事 務 部 局	[略]	[略]			[略]	[略]	知 本 事 庁 の 事 務 部 局	[略]	[略]			[略]	[略]
	秘書広 報室長				県産米 販売推 進監			秘書広 報室長 <u>I L C</u> 推進局 長				県産米 販売推 進監 <u>I L C</u> 推進監	
	出納局 長				課長			出納局 長				課長	
	[略]							[略]					
	[略]							[略]					
	[略]							[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和元年 8 月 1 日から施行する。